

令和6年度 第4回 臨時会
茨木市選挙管理委員会会議録

1 開催日時	令和6年6月21日（金） 午後2時00分～午後2時42分
2 開催場所	茨木市選挙管理委員会室
3 出席者	(委員) 角野委員長、山本委員、大機委員、中村委員 (事務局) 西川局長、難迫局長代理、木村係長
4 会議経過 及び議案等	別紙のとおり
5 議事の概要	<p>○議案・委員長選挙を行うことについて 決定</p> <p>○報告事項 ・委員長の職務を代理する委員の指定について</p> <p>○議案・選挙期日を定めることについて 原案可決 ・選挙会場を設ける場所及び日時の指定について 原案可決 ・選挙長及び同職務代理者の選任について 決定</p> <p>○協議事項 ・選挙長の事務を行う場所の要請について 可決</p> <p>○次回委員会 令和6年7月19日（金） 午後5時から</p>

会 議 経 過

発言者	発言内容等
事務局	<p>(事務局から令和6年度第4回臨時会を開会する旨の発言)</p> <p>委員長規程第11条の規定により、年長者の角野委員から臨時会を招集いただきました。それでは、本日の議事の進行につきましては、角野委員にお願いします。</p>
角野委員	<p>これより議事進行を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、ただ今から、令和6年度第4回臨時会を開催いたします。日程第1議案第12号について、「委員長選挙を行うことについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第12号について、読み上げて説明)</p> <p>茨木市選挙管理委員会に関する規程第2条の規定により「委員長は、委員会において委員が互選する」となっております。その内容として、無記名投票と氏名推選の方法がありますが、今までの通例としては、委員の皆様で協議をいただいて、委員長を決めていただいています。</p>
角野委員	<p>事務局から説明がありましたが、委員長選挙については投票という方法もありますが、できれば話し合いでということですので、暫時休憩をいたしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(委員全員了承される。)</p> <p>(休憩)</p>
角野委員	<p>それでは再開いたします。</p> <p>話し合いの結果、委員長には、私、角野が皆さんからの推薦を受けることになりました。大変恐縮ではありますが、互選ということですので、微力ではありますが、委員長職を引き受けさせていただきます。任期については1年交代でお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、角野委員長、以降の議事進行をお願いします。</p>
角野委員長	<p>次に、日程第2報告事項「委員長の職務を代理する委員の指定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(報告事項について読み上げて説明)</p> <p>茨木市選挙管理委員会に関する規程第3条の規定により、「委員長は委員長の職務を代理する委員(委員長代理)を最初に開かれる委員会において指定しなければならない。」となっておりますので、委員長から指定していただくこととなります。</p>
角野委員長	<p>事務局から説明がありました。暫時休憩をいたしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(委員全員了承される。)</p> <p>(休憩)</p>
角野委員長	<p>それでは再開いたします。</p>
角野委員長	<p>山本委員に委員長代理をお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(全員承認される。)</p>
山本委員	<p>角野委員長から指名をいただきましたので、お受けいたします。よろしく申し上げます。</p>
角野委員長	<p>次に、日程第3議案第13号「選挙期日を定めることについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第13号について、読み上げて説明)</p>

発言者	発言内容等
角野委員長	説明に対し、質問はございませんか。 (「異議なし」の声あり)
角野委員長	議案第13号については、原案のとおり可決いたします。
角野委員長	次に、日程第4議案第14号「選挙会場を設ける場所及び日時の指定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第14号について、読み上げて説明)
角野委員長	説明に対し、質問はございませんか。 (「異議なし」の声あり)
角野委員長	議案第14号については、原案のとおり可決いたします。
角野委員長	次に、日程第5議案第15号「選挙長及び同職務代理者の選任について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第15号について、読み上げて説明)
角野委員長	選挙長及び同職務代理者の選任について、協議します。 (協議)
角野委員長	それでは、選挙長を私、角野、同職務代理者を山本委員といたします。
角野委員長	次に、日程第6協議事項「選挙長の事務を行う場所の要請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(協議事項について、読み上げて説明)
角野委員長	説明に対し、質問はございませんか。 (「異議なし」の声あり)
角野委員長	協議事項については、原案のとおり可決いたします。
	本日の日程はこれで全て終了いたしました。
角野委員長	その他について、事務局に説明を求めます。 (事務局から事務連絡)
事務局	
角野委員長	次回委員会は、7月19日(金)午後5時から行います。 他にないので、本日の委員会はこれで終了いたします。